

## 土地改良事業等に係る建物等の調査委託事務処理細則（溶込み版）

### （趣旨）

第1条 熊本県農林水産部の所管する公共事業の施行に必要な土地の取得等に伴う調査、補償金の算定等（以下「調査等」という。）の業務の委託について、土地改良事業等に係る建物等の調査委託事務要領（以下「要領」という。）に定める事項、その他要領の運用に必要な事項については、この細則に定めるところによるものとする。

### （契約の方法）

第2条 要領第5条第1項前段に定める調査等の委託における指名競争入札又は随意契約については、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 委託料の予定価格（設計金額）が100万円以下の場合は随意契約によることができるものとし（平成13年3月30日付け農政第2218号、林政第1462号、監第2087号による「熊本県会計規則に定める随意契約の限度額の運用について（通知）」の例外扱いとする。）、100万円を超えるものについては原則として指名競争入札によるものとする。
- (2) 緊急を要する場合等やむを得ない場合については、熊本県広域本部設置条例（平成24年条例第59号）第4条第1項に規定する本部長は上記にかかわらず、随意契約により調査委託を行えるものとする。

### （委託料の設計金額の算定）

第3条 要領第5条第2項に定める委託料の設計金額の算定については次の各号によるものとする。

- (1) 調査対象物件が複数ある場合の算定は建物単位で行うものとする。
- (2) 委託料の設計金額を積算する場合の直接人件費の単価は、熊本県土木部の「実施設計単価表（設計業務委託料積算基準）」を準用するものとし、別添「土地改良事業等に係る用地調査等業務費積算基準（平成24年7月13日農整第239号）」の単価区分は下記によるものとする。

実施設計単価表 （設計業務委託料積算基準）	土地改良事業等に係る用地調査等業務 費積算基準
主任技師	主任技師
技師 A	技師 A
技師 B	技師 B
技師 C	技師 C
技術員	技師 D

- (3) 上記各号により委託料の設計金額を算定できない場合は、農地整備課に協議す

るものとする。

(指名競争入札の取扱い)

第4条 第2条第1項に定める**指名競争入札**については次の各号によるものとする。

- (1) 指名競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、熊本県会計規則（**昭和60年熊本県規則第11号**）その他法令に定めるもののほか、熊本県競争契約入札心得（昭和39年告示第420号〔平成21年4月7日告示第329号一部改正〕）に定めるところによるものとする。
- (2) 指名競争入札による場合の指名業者数は、原則として**5者**以上とする。

(支出負担行為等の専決区分)

第5条 第3条に定める委託料の設計金額による施行伺い、**予定価格の決定及び支出負担行為は、熊本県庁処務規程（平成25年3月29日訓令第23号）第8条及び熊本県広域本部処務規程（平成25年3月29日訓令第29号）第10条、第69条、第128条並びに第173条の規定により行う。**

(設計書)

第6条 設計書には、**次の各号の調書等**を添付するものとする。

- (1) 建物等調査委託料算定調書（別添様式1号）  
算定調書の作成にあたっては、対象物件について事前に用地職員によって関係機関を調査し、補償物件の把握に努め作成するものとする。
- (2) 工事平面図（1/500）
- (3) 位置図
- (4) 調査委託対象物件の写真（三方向から撮影したもの）
- (5) その他必要と認められる資料等

附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。